

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	株式会社大塚建設	代表者氏名	大塚 達也
主たる営業所の所在地	名古屋市緑区亀が洞3丁目608番地 レジデンス3		
許可番号	愛知県知事許可（般-25）第106986号	許可を受けている建設業の種類	ほ

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成28年3月30日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分(勧告)の内容(指示処分)			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成27年9月28日、豊田市中垣内町の新東名高速道路建設工事に付帯する周辺取付道路の舗装工事において、(株)大塚建設に派遣されていた被災者が、作業現場から約200メートル離れた休憩所兼資材置場までつるはしを取りに行くため、車両系建設機械のトラクター・ショベルに(機体重量2,570kgのホイールローダー)に乗り運転していたところ、休憩所兼資材置場までの工事用道路の下り坂の右曲りカーブの箇所、道路脇の法面に乗り上げるような状態でトラクター・ショベルが横転し、横転したトラクター・ショベルのヘッドガードと地面に頭部が挟まれ、脳挫傷、頭蓋骨骨折により約1時間後に死亡した。 (株)大塚建設は、車両系建設機械であるトラクター・ショベルを用いて作業を行なうにあたり、車両系建設機械の種類及び能力、運行経路、作業の方法を示した作業計画を定めていなかったものである。 このことが、労働安全衛生法に違反し、豊田簡易裁判所より、法人が罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定した。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項			
愛知労働局からの通報			